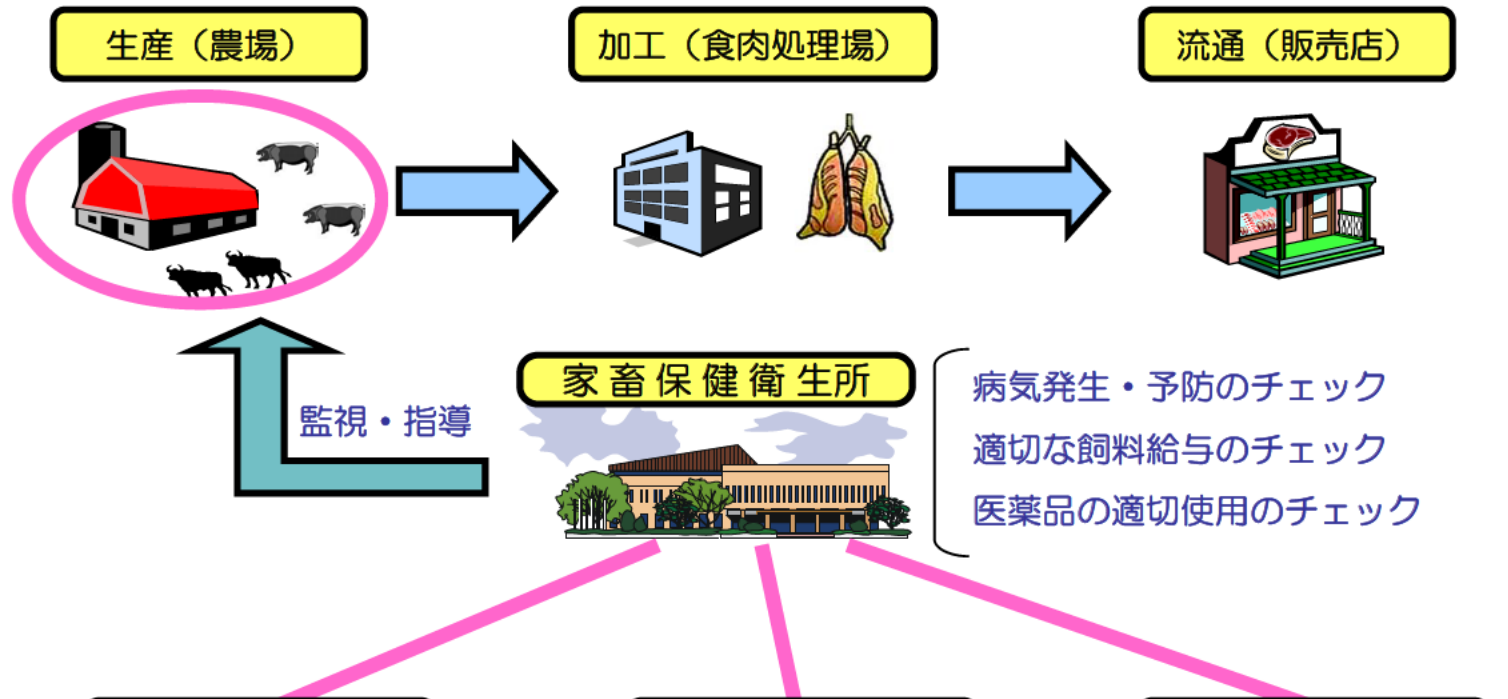


# 畜産物の安全性確保

消費者に安全な畜産物を届けるためには生産・加工・流通の各段階での適正な取り扱いが必要となります。これらの段階のうち、家畜保健衛生所は生産分野の適正な取り扱いのチェックを担当し、畜産物の安全性確保に努めています。



生産（農場）

加工（食肉処理場）

流通（販売店）

監視・指導

家畜保健衛生所

病気発生・予防のチェック  
適切な飼料給与のチェック  
医薬品の適切使用のチェック

病気の監視

飼料の監視

薬の監視



家畜保健衛生所の主要業務で、家畜疾病検査を定期的に行い伝染性疾病による被害拡大を防止すると共に、疾病の発生状況の把握により疾病流行の危険予防を行っています。また、疾病の情報提供も随時行っています。

家畜に給与する飼料の安全性の確保及び適正な飼料給与を確保するため、畜産農家および飼料製造・販売業者の巡回指導等を行っています。



薬事法に基づき、動物用医薬品販売業の許認可や適正販売の監視及び畜産農家における適正使用の指導などを行っています。